一　保安林の所在場所　滋賀県米原市河南字薬師谷一四八・一五一・一五五・一五七・一五八の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九五から九九まで、一四五から一四七まで、一四九、一五〇、一五二から一五四まで、一五六、一五九から一六一まで、一六二の一、一六二の二、一六五の一、二七一の一、二七二の一、二七三から二七六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字五僧字西ヨコ子一四の一、一五、一六、字ヨコ子一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町長野字川東二一六、二一七の二、二一八の一、二四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県湖南市菩提寺字平尾二〇九四の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字大君ヶ畑字奥山一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市上里見町字間野山四一〇九の二八七、桐生市菱町二丁目字北原二六五一の一、二六五一の二、字山谷戸二六五三の一、富岡市妙義町菅原字大桁山二八三六の一（次の図に示す部分に限る。）、みどり市東町沢入一四〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字間野山四一〇九の二八七（次の図に示す部分に限る。）、北原二六五一の一、二六五一の二、字山谷戸二六五三の一（次の図に示す部分に限る。）、字大桁山二八三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字大君ヶ畑字ガニ谷二三一の一、二三一から二三五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**